

名古屋小売酒販組合定款

名古屋小売酒販組合

名古屋小売酒販組合定款

第1章 総則

(目的)

第1条 組合は、組合員の緊密な連絡親和と相互扶助の精神に基き、酒税の円滑な納税を促進し酒類業界の安定と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、組合員の自主的、且つ、自由公正な事業活動の機会を確保し、もって酒税の保全に協力するとともに共同の利益の増進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 組合は、名古屋小売酒販組合と称する。

(地区)

第3条 組合の地区は、名古屋市、愛知県清須市、北名古屋市及び西春日井郡豊山町の区域とする。

(事業)

第4条 組合は、次に掲げる事業を行う。

1. 酒税法（昭和28年法律第6号）の規定に基づく酒税の保全措置の実施に対する協力
2. 酒税法の規定により組合員が提出する申告書等の取りまとめ
3. 国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達
4. 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号。以下「組合法」という。）第84条の規定に基づく財務大臣の勧告又は命令の実施に対する協力
5. 組合法第86条の規定に基づく基準販売価格制度の実施に対する協力
6. 組合法第86条の5に規定する酒類の品目等の表示の実施に対する協力
7. 酒税法及び組合法の規定に基づく検査取締に対する協力並びに組合員の酒税法違反を未然に防止するために必要な啓もう及び指導
8. 原価の引下げ、能率の増進その他組合員の経営の合理化（酒類の取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するために必要なものを含む。）を遂行するため特に必要な場合において、次に掲げる事項についての規制（当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）
 - イ. 組合員の酒類の販売のための施設
 - ロ. 組合員の酒類の容器
 - ハ. その他組合員が販売する酒類の販売方法
9. 酒類市場安定のための組合員の酒類取引の正常化ならびにその取引のためにする対外折衝
10. 組合員の販売する酒類その他その販売に要する物品の購入のあっせん及び組合員の販売する酒類の販売のあっせん
11. 組合員の資金の借入あっせん（あっせんに代えてする資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。以下同じ。）
12. 組合員の福利厚生に関する施設
13. 組合員の事業に関する経営の合理化又は知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設
14. 商業道徳の高揚のための講演会等の開催
15. 酒類販売業に関する功労者の表彰
16. 前各号に掲げる事業を行うために必要な調査、研究及び検査並びにこれらに関する資料、報告、図書等の刊行物の発行
17. その他組合の目的達成のために必要な事業

(事務所の所在地)

第5条 組合は、事務所を名古屋市中区に置く。

(公告の方法)

第6条 組合の公告は、事務所の掲示場に掲示して行う。

(通知又は催告)

第7条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載した組合員の住所にあててする。

2. 組合員が組合から通知又は催告を受ける場所を指定して組合に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、その指定した場所にあててする

<p>(規約)</p> <p>第 8 条 この定款で定めるものを除くほか、業務の執行、会計の処理その他組合の運営に関し必要な事項は、規約で定める。</p>
<p>第 2 章 組合員</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第 9 条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において販売場（販売場を有しない者にあつては、住所）を有する酒類小売業者とする。</p>
<p>(加入)</p> <p>第 10 条 組合に加入しようとする者は、加入申込書を組合に差し出さなければならない。</p> <p>2 前項の加入申込書には、次に掲げる事項を記載し、申込者がこれに署名しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名又は名称 2. 住所 3. 組合の地区内にある販売場の位置 4. 販売する酒類の品目等 5. 販売業の業態 6. 媒介業者又は代理業者にあつては、その旨 <p>3 第 1 項の加入申込書には、組合員たる資格を有することを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>4 第 1 項の規定による申込をしようとする者が法人であるときは、第 2 項に掲げる事項のほか、その法人を代表すべき者の氏名及び住所を加入申込書に記載しなければならない。</p> <p>5 第 1 項の規定による加入の申込があつたときは、理事会でその諾否を決する。</p> <p>6 前項の諾否を決したときは、その旨を書面をもって当該加入の申込をした者に通知する</p>
<p>(相続)</p> <p>第 11 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が、相続開始後 90 日以内に組合に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続人は相続開始の時にさかのぼって組合員となる。</p> <p>2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもって選定された 1 人の相続人に限り前項の申出をすることができる。</p> <p>3 前 2 項による加入の申出をしようとする相続人は、加入申出書を組合に差し出さなければならない。</p> <p>4 前項の加入申出書には、前条第 2 項各号に掲げる事項のほか、被相続人の氏名を記載し、申出者が署名しなければならない。</p> <p>5 第 3 項の加入申出書には、組合員たる資格を有することを証する書面、相続の事実を証する書面及び第 2 項に該当する場合は相続人の同意のあつたことを証する書面をそれぞれ添付しなければならない。</p>
<p>(法定脱退)</p> <p>第 12 条 組合員は、次の事由により当然に組合を脱退する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組合員たる資格の喪失 2. 死亡又は解散 3. 除名
<p>(任意脱退)</p> <p>第 13 条 組合を脱退しようとする組合員は脱退しようとする事業年度末から 90 日前までに、その旨を記載した書面を組合に差し出して予告し、その事業年度の終において脱退することができる。</p>
<p>(除名)</p> <p>第 14 条 次の各号の 1 に該当する組合員は、総会の議決によって除名することができる。この場合においては、その総会の会日の 10 日前までにその組合員に対して、除名に関する議案を総会に提出する旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 組合の事業の妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員 2. 次条に規定する義務を怠つた組合員 3. 第 30 条の規定により組合が実施する協定に違反した組合員 4. 酒税法若しくは組合法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ刑の執行を受けることとなつた組合員又は国税犯則取締法（明治 33 年法律第 67 号）若しくは関税法（昭和 29 年法律第 61 号）

<p>の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した組合員</p> <p>5. 前各号のほか、組合の信用を著しくき損し、又は失墜する行為のあった組合員</p> <p>2 組合員を除名したときは、その旨及び除名の理由を記載した書面をもって、除名した組合員に通知する。</p>
<p>(経費等の納付義務)</p> <p>第 15 条 組合員は、規約で定められるところにより、組合の経費の賦課金並びに使用料及び手数料並びに過怠金を組合に納付しなければならない。</p>
<p>(届出等の義務)</p> <p>第 16 条 組合員は、次に掲げる場合においては、7 日以内に、当該各号に掲げる事項を組合に届け出なければならない。</p> <p>1. 第 10 条第 2 項各号及び第 4 項に異動を生じたときは、異動事項</p> <p>2. 酒類小売業を 1 年以上休止し、又はこれを再開したときは、その旨</p> <p>2 組合員は、理事会において必要と認めて組合員に報告を求めた事項につき、理事会で定めた期間内に、組合に報告しなければならない。</p>
<p>第 3 章 役員、顧問、参与、職員及び検査員</p> <p>(役員)</p> <p>第 17 条 組合に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 11 人以上 16 人以内</p> <p>(2) 監事 2 人</p> <p>2 理事のうち 1 人を理事長、3 人以内副理事長、1 人を専務理事、名古屋小売酒販青年会長 1 人を理事とし理事会の議決により定める。</p>
<p>(役員任期)</p> <p>第 18 条 役員任期は、2 年又は任期中の第 2 回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総代会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその通常総代会の終結時まで任期を延長する。</p> <p>2 増員又は補充のため選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、他の理事又は監事の残任期間とする。</p> <p>3 理事又は監事は、任期が満了し、又はその全員が辞任しても、後任者が就任するまでは、なお職務を行う。</p>
<p>(役員選任)</p> <p>第 19 条 役員は総代会において、組合員若しくは組合員たる法人の役員又はこれらの者以外の者で酒類販売業に関し学識若しくは経験を有する者のうちから選任する。</p> <p>2 役員のうち、前項の規定により学識又は経験を有する者のうちから選任される役員数は、役員総数の 4 分の 1 をこえることができない。</p>
<p>(理事の職務)</p> <p>第 20 条 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は理事長、副理事長を補佐し、組合の常務を執行し、理事長、副理事長に事故があるときは職務を代行する。</p> <p>4 理事長、副理事長、専務理事の全員ともに事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により他の理事のうち 1 人が理事長の職務を代行する。</p>
<p>(監事の職務)</p> <p>第 21 条 監事は、組合の業務を監査する。</p>
<p>(役員解任)</p> <p>第 22 条 組合は、総代会の議決により、正当な事由があると認めるときは、役員を解任することができる。</p> <p>2 総代会において、前項の規定による役員解任の議決をしようとする場合には、当該役員に弁明する機会を与える。</p>
<p>(顧問及び参与)</p>

<p>第 23 条 組合に、顧問及び参与を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。</p> <p>3 顧問及び参与は、組合の業務執行上の重要事項について理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。但し、議決に加わることはできない。</p>
<p>(職員)</p> <p>第 24 条 組合に、次の職員を置くことができる。</p> <p>事務職員 若干名</p> <p>技術職員 若干名</p> <p>2 職員の任免は、理事会の議決により、理事長が行う。</p> <p>3 職員は、理事長及び副理事長、専務理事の命を受けて組合の業務に従事する。</p>
<p>(検査員)</p> <p>第 25 条 組合に第 30 条の規定に基づく協定（以下この条及び第 31 条において「協定」という。）の実施を検査するために、検査員を置くことができる。</p> <p>2 検査員の定数、任免その他検査の実施に関し必要な事項は、協定で定める。</p> <p>3 検査員は、協定の実施を検査するため、組合員の営業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。</p> <p>4 検査員は、前項の検査をしようとする場合には、組合が発行する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>5 前項の証票の様式は、規約で定める。</p>
<p>第 4 章 業務の執行</p> <p>(理事会)</p> <p>第 26 条 理事会は、理事の全員をもって組織する。</p> <p>2 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>4 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。</p>
<p>(理事会の招集手続)</p> <p>第 27 条 理事会を招集するには、会日の 7 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各理事に通知してする。</p> <p>2 前項の通知は、理事の全員の同意があるときに限り、省略することができる。</p>
<p>(理事会の議事)</p> <p>第 28 条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。</p>
<p>(理事会の附議事項)</p> <p>第 29 条 理事会には、この定款に特別の定があるものを除くほか、次の事項を附議する。</p> <p>1. 総代会に提出する議案</p> <p>2. 前号のほか、業務の執行に関して、必要な事項</p>
<p>(協定の実施)</p> <p>第 30 条 総代会において、第 46 条第 3 号に掲げる協定の設定又は変更を議決したときは、組合は財務大臣の認可を受けて（組合法第 43 条第 1 項但書の規定の適用を受ける場合及び組合法第 45 条第 1 項の命令に基いて変更した場合を除く。）当該協定で定めるところにより、これを実施する。</p>
<p>(過怠金)</p> <p>第 31 条 組合は、協定に違反した組合員に対し、規約で定めるところにより、過怠金を課することができる。</p> <p>2 前項の過怠金の額は、20 万円の範囲内において、協定で定める。</p> <p>3 第 1 項の過怠金は、協定で効力を失った後においても、この効力を失った日以後 90 日以内は、なお、当該協定で定めるところにより、これを課することができる。</p>
<p>第 5 章 総会</p>

<p>(総会)</p> <p>第 32 条 総会は、組合法に特別の定がある場合を除くほか、理事会の議決を経て、理事長がこれを招集する。</p>
<p>(総会招集の手続)</p> <p>第 33 条 総会を招集するには、会日の 10 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各組合員に通知する。</p>
<p>(議決権)</p> <p>第 34 条 組合員は、各 1 個の議決権を有する。</p> <p>2 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができる。この場合においては、その組合員の親族(組合員が法人である場合は、その役員)若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。</p> <p>3 代理人は代理権を有することを証する書面を組合に差し出さなければならない。</p>
<p>(総会の議長)</p> <p>第 35 条 総会の議長は、総会ごとに選任する。</p>
<p>(総会の附議事項、議事)</p> <p>第 36 条 総会には、次に掲げる事項を附議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 52 条第 1 号の規定による解散 2. 合併 <p>2 前項に掲げる事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の 3 分 2 以上の多数による議決を要する。</p> <p>3 組合法第 34 条第 4 項又は第 6 項の規定に基づいて招集する総会には、第 1 項に規定する事項のほか、第 44 条及び第 46 条の規定にかかわらず、これらの条に掲げる事項をも附議することができる。この場合においては、第 46 条各号に規定する事項以外の事項の議決については第 43 条の規定を、第 46 条各号の規定する事項については、同条各号列記以外の部分の規定を準用する。</p>
<p>第 6 章 総代会</p>
<p>(総代会の設置)</p> <p>第 37 条 組合に、総代会を置く。</p>
<p>(総代会の組織)</p> <p>第 38 条 総代会は、総代をもって組織する</p>
<p>(総代会の定数及び任期)</p> <p>第 39 条 総代定数は、43 人とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 総代の任期は 1 年とする。 3 増員又は補充のため選任された総代の任期は、前項の規定にかかわらず、他の総代の残任期間とする。 4 総代は、任期が満了し、又はその全員が辞任しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。 5 総代は、再任されることを妨げない。
<p>(総代の選挙)</p> <p>第 40 条 総代は、地区ごとに、当該地区に酒類の販売場を有する組合員(以下この項において「当該地区の組合員」という。)のうちから、当該地区の組合員によって選挙する。</p> <p>2 前項の地区の区域、各地区の総代の数及び選挙に関し必要な事項は、規約で定める。</p>
<p>(総代会)</p> <p>第 41 条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 通常総代会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総代会は、必要に応じ随時招集する。 3 総代会は、組合法に特別の定がある場合を除くほか、理事会の議決を経て、理事長がこれを招集する。
<p>(総代会の招集手続)</p> <p>第 42 条 総代会を招集するには、会日の 10 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、各総代に通知してする。但し、臨時総代会の招集は、会日の 7 日前までに通知して</p>

<p>する。</p>
<p>(総代会の議事)</p> <p>第43条 総代会の議事は、第46条に規定する場合を除くほか、総代の総数の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(総代会の附議事項)</p> <p>第44条 総代会には、この定款で特別に定めるもののほか、次に掲げる事項を附議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 毎事業年度の事業計画 2. 収支予算の設定及び変更 3. 借入総金額の最高限度 4. 規約の設定、変更又は廃止 5. 前各号のほか、理事会で必要と認めて総代会に提出した事項
<p>(緊急議案)</p> <p>第45条 総代会は、第42条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外についても、緊急に議決する必要があると認めた事項に限り、附議することができる</p>
<p>(総代会の特別議決)</p> <p>第46条 次に掲げる事項は、総代の総数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を要する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款の変更 2. 組合員の除名 3. 組合法第43条第1項の規定による協定の設定、変更又は廃止
<p>(総代会に関する規定の準用)</p> <p>第47条 総代会については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条第2項中「その組合員の親族(組合員が法人である場合は、その役員)若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と読み替えるものとする。</p>
<p>第7章 会計</p> <p>(事業年度)</p> <p>第48条 組合の事業年度は1年とし、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終る。</p>
<p>(経費)</p> <p>第49条 組合の経費は、国から交付される交付金、組合員から徴収する組合の経費の賦課金並びに組合員から徴収する使用料、手数料及び過怠金並びに寄附金等をもって支弁する。</p>
<p>(経費の賦課)</p> <p>第50条 組合は、組合員に対し、組合の経費の賦課金を賦課する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項の賦課金の賦課金額、賦課方法、徴収期限、徴収方法その他賦課及び手数料の徴収に関し必要な事項は、規約で定める。
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第51条 組合は、組合が第4条に規定する事業として設置した施設を組合員の利用に供した場合には、その組合員から使用料を徴収することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 組合は、組合が第4条に規定する事業として組合員に対し、酒類の販売、資金の借入その他あつせんをし、及び指導をし、又検査(第25条に規定にする検査を除く。)を行った場合には、その組合員から手数料を徴収することができる。 3 組合は、組合に加入する者から加入の手数料を徴収することができる。 4 前各項の使用料及び手数料の徴収金額、徴収期限、徴収方法その他使用料及び手数料の徴収に関し必要な事項は規約で定める。
<p>第8章 解散及び残余財産の処分</p> <p>(解散)</p> <p>第52条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総会の議決 2 合併 3 破産

4 組合法第 90 条の規定による財務大臣の解散命令

(残余財産の処分)

第53条 組合が解散し、清算の結果残余財産があるときは、清算人は、財務大臣の承認を受けて組合の目的に類似する目的のためにその財産を処分する。